

令和3年9月24日招集の定例県議会  
における追加議案の知事提案説明要旨

はじめに、去る9月30日に、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）」の議案を御議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る9月9日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告がございました。

勧告の主な内容は、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることなどございました。

この勧告の取扱いにつきましては、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第123号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第124号議案「学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当を改定等するものでございます。

また、第122号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末手当の引下げや国の動向などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

なお、今回の給与改定に伴い、給与費は減額となる見込みですが、関係予算の補正につきましては、年間を通じた執行状況を踏まえて対応させていただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。